

改正案	現 行
<p>第二条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>一の二 航空機局相互間において使用する装置であつて、検定規則による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの</u></p> <p>二～三 (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。</p> <p>2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行なう場合に準用する。この場合において、<u>第二条第六項第一号又は同項第一号の二に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置</u>ことに単一の申請又は届出をすることができる。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第二条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。</p> <p>2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行なう場合に準用する。この場合において、<u>第二条第六項第一号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置</u>ことに単一の申請又は届出をすることができる。</p> <p>3～6 (略)</p>

<p>別表第二号の二第 4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係） 様式（略） 注 1～5（略）</p> <p>6 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。<u>ただし、設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。</u></p> <p>(1)・(2)（略） 7～30（略） （略）</p>	<p>別表第二号の二第 4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係） 様式（略） 注 1～5（略）</p> <p>6 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。</p> <p>(1)・(2)（略） 7～30（略） （略）</p>
--	--